

# 国立大学法人高知大学における支出予算の繰越手続取扱要領

平成16年4月1日

規則第124号

最終改正 平成17年7月1日規則第545号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における支出予算の繰越手続については、国立大学法人高知大学会計規則（平成16年4月1日制定）その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 本要領の運用においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）を適用するものとする。

(報告)

第3条 補助金適正化法第7条第1項第5号の規定を適用される事態となった場合は、財務部財務課と調整のうえ、速やかに事務手続を行い、文部科学大臣の指示に従うものとする。

(繰越し手続事務)

第4条 前条に規定する手続の結果、繰越しに係る事務手続の実施を命ぜられた場合は、歳出予算の繰越手続事務について（平成10年10月1日付国会第50号会計課長通知）及び歳出予算の繰越手続事務の促進について（平成5年2月25日付国会第16号会計課長通知）の準用により、すみやかに事務手続を行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この要領は、平成17年7月1日から施行する。